

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行 予定 年月 日										
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u>口頭</u> <u>又はオンラインシステムによりしなければならない。</u> 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u>第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</u> 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項<u>又は第2項</u>の遊漁料を同条第<u>3</u>項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 <u>遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣(餌釣・籠釣・毛針釣・ルアー釣・友釣・がり・ころがし)、たも網に限るものとし、</u>次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><td>漁具・漁法</td><td>規 模</td></tr><tr><td>友 釣</td><td>掛針は2段迄とする。</td></tr><tr><td><u>たも網</u></td><td><u>たも網の口径は40cm以下とする。</u></td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	友 釣	掛針は2段迄とする。	<u>たも網</u>	<u>たも網の口径は40cm以下とする。</u>	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u>手釣、竿釣(餌釣・籠釣・毛針釣・ルアー釣・友釣・がり・ころがし)による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出</u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)</u>の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項<u>の</u>遊漁料を同条第<u>2</u>項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 <u>次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</u> <table><tr><td>漁具・漁法</td><td>規 模</td></tr><tr><td>友 釣</td><td>掛針は2段迄とする。</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	友 釣	掛針は2段迄とする。	第3条で漁具・漁法を規定しており、その他の場合が存在しないため文書を簡略化 条ズレ修正 漁具・漁法を明確にするため 漁業調整規則の一部	認可の日
漁具・漁法	規 模												
友 釣	掛針は2段迄とする。												
<u>たも網</u>	<u>たも網の口径は40cm以下とする。</u>												
漁具・漁法	規 模												
友 釣	掛針は2段迄とする。												

2 略

第4条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣 (餌釣・籠釣・毛針釣・ルアー釣・友釣・がり・ころがし) ・ <u>たも網</u>	2,500 円	10,000 円	2,000 円
あまご、こい うなぎ、うぐい、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 (餌釣・毛針釣・ルアー釣) ・ <u>たも網</u>	800 円	4,000 円	800 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。
ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類等を提示しなければならない。

区 分	遊 漁 料					
	あゆ		現場加算料	雑魚		現場加算料
	日釣	年釣		日釣	年釣	
中 学 生 以 下	無料	無料	無料	無料	無料	無 料

2 略

第4条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣 (餌釣・籠釣・毛針釣・ルアー釣・友釣・がり・ころがし) _____	2,500 円	10,000 円	2,000 円
あまご、こい うなぎ、うぐい、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 (餌釣・毛針釣・ルアー釣) _____	800 円	4,000 円	800 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。
ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類等を提示しなければならない。

区 分	遊 漁 料					
	あゆ		現場加算料	雑魚		現場加算料
	日釣	年釣		日釣	年釣	
中 学 生 以 下	無料	無料	無料	無料	無料	無 料

改正に伴い、
たも網を漁具・漁法に規定

漁業調整規則の一部改正に伴い、
たも網の遊漁料を規定

70 歳以上の者	1,500 円	6,000 円	2,000 円	400 円	2,500 円	800 円
心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	1,000 円	5,000 円	2,000 円	400 円	2,000 円	800 円

3 遊漁料は、組合の掲示板（ウェブサイトを含む） で指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1 項及び2 項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

第8条から第10条 略

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

70 歳以上の者	1,500 円	6,000 円	2,000 円	400 円	2,500 円	800 円
心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	1,000 円	5,000 円	2,000 円	400 円	2,000 円	800 円

3 遊漁料は、組合の掲示板（ウェブサイトを含む）又は組合指定する遊漁証取扱所は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1項及び2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

第8条から第10条 略

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

文言修正